平成２９年度　確定給付企業年金書面監査及び実地監査での主な指摘事項

指摘項目	主　な　指　摘　内　容
規約管理	規約で引用する労働協約等は常に保管しておくこと。
	規約で定める効力日現在の労働協約等に基づき、業務を行うこと。
	規約の変更であって、軽微なものをしたときは、遅滞なく届け出をすること。
事業周知	業務の概況について、加入者に周知すること。
	業務の概況について、毎事業年度１回以上、加入者に周知すること。
	業務の概況について、法令で定める事項を漏れなく周知すること。
	業務概況については、法令で定める方法により周知すること。
給付	加入者の資格を喪失した者に対し、脱退一時金相当額の移換に関して必要な事項を説明すること。
	実施事業所間で転籍した者に対し、脱退一時金相当額の移換に関して必要な事項を説明すること。
	休職（休業）により加入者の資格を喪失した者に対し、脱退一時金相当額の移換に関して必要な事項を説明すること。
	裁定請求書には、法令及び規約に基づく添付書類を提出させること。
資産運用	資産運用については、運用の基本方針及び整合的な運用指針を策定し、当該基本方針等に沿って運用すること。
	積立金の運用に関しての基本方針を作成すること。
	積立金の運用に関しての基本方針については、法令に規定されている事項を定めること。
個人情報保護	取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずること。
	個人データを取り扱う従業者に、個人データの適正な取扱いを周知徹底するとともに適切な教育を行うこと。
	個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うこと。
代議員及び理事	理事長代理については、あらかじめ理事長が指定すること。
監事監査	監事は、毎事業年度当初、監査の実施計画を立て、これを理事長に通知すること。
	監事監査は、通知に掲げる事項のすべてについて行うこと。
	監事は、監査の結果について文書をもって理事長に通知し代議員会に報告すること。
福祉事業	加入者等の福利及び厚生に関する事業については、規約で定めるところにより行うこと。